

**姫路市地域ケア推進協議会（令和元年度第1回）**  
**議 事 次 第**

日 時	令和元年度8月1日（木） 14時00分～16時00分
場 所	姫路市総合福祉会館5階 第5会議室

1 報告事項

(1) 地域包括支援センターに関すること

- |                         |           |
|-------------------------|-----------|
| ① 地域包括支援センターの質の向上策について  | 【報告資料1-1】 |
| ② 地域包括支援センターの運営について     | 【報告資料1-2】 |
| ③ 地域包括支援センターの業務実績について   | 【報告資料1-3】 |
| ④ 地域包括支援センターの現地指導結果について | 【報告資料1-4】 |
| ⑤ 準基幹地域包括支援センターについて     | 【報告資料1-5】 |
| ⑥ 基幹型地域包括支援センターの設置について  | 【報告資料1-6】 |

(2) 地域密着型サービスに関すること

- |                   |           |
|-------------------|-----------|
| ① 新たに選考された事業所について | 【報告資料2-1】 |
|-------------------|-----------|

2 その他

## 1. 姫路市地域包括支援センターの質の向上策について

### (1) 第三者評価について（令和元年度）

令和元年度は、今年度の地域包括支援課による実地指導を実施していない地域包括支援センター10か所を対象として実施予定。姫路市地域包括支援センター運営方針を参考として、職員の理解説明や実際の取り組みについてヒアリング調査を行う。

評価結果は、市地域包括支援課のホームページで公開するとともに、受審した地域包括支援センターへも結果を送付予定。

【表1】令和元年度第三者評価の実施状況

	名 称	実施日
1	城乾・東光地域包括支援センター	調整予定
2	大白書地域包括支援センター	
3	飾磨地域包括支援センター	
4	広畑地域包括支援センター	
5	朝日地域包括支援センター	
6	網干地域包括支援センター	
7	増位・広嶺地域包括支援センター	
8	北地域包括支援センター	
9	夢前地域包括支援センター	
10	家島地域包括支援センター	

### (2) 地域包括支援課主催の連絡会について

連絡会については、仕様書により「地域包括支援センター相互間の連携を深めるため、地域包括支援課において開催する職種別連絡会に出席すること」と定めている。

- 1) 主任介護支援専門員連絡会 : 年3回開催（5月・11月・2月）
- 2) 社会福祉士連絡会 : 年4回開催予定（6月・8月・10月・2月）
- 3) 保健師・看護師連絡会 : 年3回開催（7月・11月・2月）
- 4) 認知症担当連絡会 : 年3回開催（7月・11月・2月）
- 5) 地域担当連絡会 : 年4回開催（6月・7月・10月・2月）
- 6) 管理者連絡会 : 年4回開催（5月・7月・10月・2月）

主に、グループワークを通じた業務に関する情報交換等や情報提供を行い、業務理解の向上や地域包括支援センター同士の連携促進を目指している。

## (3) 研修会等について

## ① 職員の資質向上に関する研修事業について

【表 2】令和元年度地域包括支援センター研修会実施状況

研修会の開催	事業目的・実施内容		開催日時・会場
	新任期	新任期研修会 講師：地域包括支援課職員	平成 31 年 4 月 18 日 総合福祉会館第 2 号室
全体	障害福祉サービスと介護保険サービスの連携について 事例検討	令和元年 9 月 26 日 市役所 10 階 大会議室	
全体	(仮) 介護予防ケアプラン作成について 講師：主任介護支援専門員連絡会ワーキングメンバー	令和元年 10 月予定	
全体	管理者対象研修会	令和元年 11 月予定	
説明会	全体	生活支援体制整備事業説明 講師：地域包括支援課職員	令和元年 12 月予定 総合福祉会館 5 階会議室

## ② 包括的支援業務等に係る調査・研究に関する事業について

【表 3】令和元年度包括的支援業務等に係る調査・研究に関する実施状況

事業	内容	時期・回数
地域包括支援センター業務の研究 (ワーキング)	地域包括支援センターの現状、課題に対しての調査・研究を実施する。各部会の代表者で課題を探り、市と協働で進める。  令和元年度の取り組み ①包括的支援事業に対する現場からの提言 ②次年度にむけて提言検討準備	年 12 回開催

## ③ 地域包括支援センターに関する広報活動事業

【表 4】令和元年度地域包括支援センター広報活動に関する実施状況

事業	内容	時期・会場
姫路中央病院オープンホスピタル	地域包括支援センターの相談機関広報・介護予防活動啓発を図る。	令和元年 11 月頃 姫路中央病院
ヘルス&ビューティーフェスタ	地域包括支援センターの相談機関広報	令和元年 10 月第 3 週土日予定 みなとドーム
生涯現役フェスティバル	地域包括支援センターの相談機関広報・介護予防活動啓発を図る。	令和元年 12 月 姫路市文化センター
ふれあい祭り	地域包括支援センターの知名度向上を図る。 担当センター：山陽、飾磨、飾磨西、灘、大の、家島	令和元年 9 月 25 日 イオンタウン姫路
	地域包括支援センターの知名度向上を図る。 担当センター：北、増位・広嶺、香寺、夢前、安富	令和元年 10 月 27 日 北部市民センター
	地域包括支援センターの知名度向上を図る。 担当センター：広畑、大津、朝日、網干	令和元年 11 月 15 日 イオンモール姫路大津
	地域包括支援センターの知名度向上を図る。 担当センター：北、増位・広嶺、香寺、夢前、安富	令和元年 11 月 26 日 香寺公民館
	地域包括支援センターの知名度向上を図る。 担当センター：城乾・東光、白鷺・琴陵、高岡、安室、花田・城山、四郷・東、大白書、書写・林田	令和元年 12 月 1 日 安室東公民館
介護予防講演会	地域包括支援センターの介護予防活動普及啓発を図る。	令和 2 年 1 月予定 キャスパホール

## 2. 姫路市地域包括支援センターの運営について

## (1) 地域包括支援センターの人員等体制について

【表5】地域包括支援センターの一覧

(令和元年6月末現在)

圏域	担当小学校区	センター名 ※正式には全て「姫路市」を冠する。	設置者
中部 第一	白鷺・船場・城西	白鷺・琴陵地域包括支援センター	(医) 五葉会
	城東・東・城乾・野里	城乾・東光地域包括支援センター 【準基幹包括】	(福) 姫路市社会福祉協議会
中部 第二	荒川・手柄・城陽	山陽地域包括支援センター	(株) アースサポート
	高岡・高岡西	高岡地域包括支援センター	(医) 恵風会
	安室東・安室	安室地域包括支援センター	(福) ささゆり会
東部	花田・谷外・谷内	花田・城山地域包括支援センター	(福) 本覚寺苑
	四郷・別所・御国野	四郷・東地域包括支援センター	(福) 清章福祉会
西部	曾左・峰相・林田・伊勢	書写・林田地域包括支援センター	(福) 姫路社会福祉事業協会
	白鳥・青山・太市	大白書地域包括支援センター	(福) しらさぎ福祉会
灘	白浜・八木・糸引	灘地域包括支援センター	(株) セイフティサービス
	的形・大塩	大的地域包括支援センター	(医) 汐咲会
飾磨	津田・英賀保	飾磨西地域包括支援センター	(福) 敬寿会
	妻鹿・高浜・飾磨	飾磨地域包括支援センター 【準基幹包括】	(福) 姫路市社会福祉協議会
広畑	大津・南大津・大津茂	大津地域包括支援センター	(福) やながせ福祉会
	広畑・広畑第二・八幡	広畑地域包括支援センター 【準基幹包括】	(福) 姫路市社会福祉協議会
網干	旭陽・勝原・余部	朝日地域包括支援センター	(福) やながせ福祉会
	網干・網干西	網干地域包括支援センター	(福) やながせ福祉会
北部	広峰・城北・水上・増位	増位・広嶺地域包括支援センター	姫路医療生活協同組合
	砥堀・豊富・山田・船津	北地域包括支援センター 【準基幹包括】	(福) 姫路市社会福祉協議会
香寺	香呂・中寺・香呂南	香寺地域包括支援センター	(福) 徳宗福祉会
夢前	置塩・古知・前之庄 ・苧野・上菅・菅生	夢前地域包括支援センター	(福) 光寿福祉会
安富	安富南・安富北	安富地域包括支援センター	(福) きたはりま福祉会
家島	家島・坊勢	家島地域包括支援センター	(株) デコ・フォルテ

## 包括的支援事業に係る人員基準（三職種）

## 基本

- (1) 担当圏域の第1号被保険者（65歳以上の高齢者）3,000人～6,000人ごとに、保健師等、社会福祉士等及び主任介護支援専門員等を最低限それぞれ各1人基準配置する。
- (2) 担当地区の高齢者人口が少ないため省令配置基準※の特例が適用される家島圏域及び安富圏域のセンターについては、当該特例に従い、3専門職種のうちいずれか2職種のみ配置とする。

※「姫路市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例」第3条

1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとすること。

- イ 保健師その他これに準ずる者 1人
- ロ 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- ハ 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 1人

同第3号に定める基準

- ・ 担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね1,000人未満の場合は、前号イからハまでに掲げる者のうちから1人又は2人とする。
- ・ 担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね1,000人以上2,000人未満の場合は、前号イからハまでに掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員）とする。



## 加配

- (1) 担当圏域の第1号被保険者（65歳以上の高齢者）が6,000人を超えれば、加配の協議の対象とする。
- (2) 担当圏域の第1号被保険者（65歳以上の高齢者）が7,000人を超えた場合には、必ず3専門職のいずれか1人を増配置する。

8,000人を超えた場合には、さらに1人を増配置する。ただし、即時の増員ではなく業務量に応じたものとするため、法人と地域包括支援課の協議により対応する。

## 認知症担当職員の配置

- (1) 基本職員に加え、認知症施策の推進等による業務を担当する職員を、保健師等、社会福祉士等、主任介護支援専門員等又は認知症高齢者の保健福祉に関する相談援助業務の経験が5年ある介護福祉士、臨床心理士のうちから1人、常勤し専らセンターの業務に従事する職員を配置する。

## 介護予防支援の人員基準

- (1) 基準配置職員（三職種）は、介護予防支援件数は、1人当たり自前プラン15件を上限とする。他は外注プランの支援について担当することができる。
- (2) 認知症担当職員の、介護予防支援件数は、1人当たり自前プラン15件を上限とするが、認知症担当をおいたセンターの管理者は10件を上限とする。
- (3) 準基幹包括の地域担当職員の、介護予防支援件数は、1人当たり自前プラン15件を上限とする。
- (4) 介護予防支援担当職員は、介護予防支援超過件数（基準配置職員担当数を超える件数）が発生した場合に1人配置とする。1人当たり自前プラン概ね70件、最大100件としている。

(2) 地域包括支援センターの人員の配置状況について

【表6】 人員の配置状況

(令和元年6月末現在)

		高齢者数 (住民基本台帳)										
担当 圏域	地域包括 支援センター名	令和元年 6月末 時点実績 (人)	令和元年度末 (令和2年3月末) 時点推計 (人)		保健師	社会福祉士	支援 主任 専門員 介護	担当 認知症	地域 担当	指定 介護 予防 支援	合計	
1	中部 第一	白鷺・琴陵包括	6,495	6,623	15,138	1	1	2		4 (3.4)	8 (7.4)	
2		城乾・東光包括	8,457	8,515		1	2	1	1	2	2 (2.0)	9 (9.0)
3	中部 第二	山陽包括	8,886	9,055	20,765	2	2	1	1	2 (1.3)	8 (7.3)	
4		高岡包括	5,531	5,540		1	1	1	1	3 (2.8)	7 (6.8)	
5		安室包括	6,017	6,170		1	1	1	1	2 (2.0)	6 (6.0)	
6	東部	花田・城山包括	4,555	4,555	10,743	1	1	1	1	3 (1.9)	7 (5.9)	
7		四郷・東包括	6,059	6,188		1	2	1	1	2 (2.0)	7 (7.0)	
8	西部	書写・林田包括	7,525	7,631	13,026	1	2	1	1	4 (4.0)	9 (9.0)	
9		大白書包括	5,271	5,395		1	1	1	1	3 (3.0)	7 (7.0)	
10	灘	灘包括	6,656	6,790	10,831	2	1	1	1	4 (3.1)	9 (8.1)	
11		大的包括	3,993	4,041		1	1	1	1	2 (2.0)	6 (6.0)	
12	飾磨	飾磨西包括	6,507	6,593	14,287	1	2	1	1	5 (3.4)	10 (8.4)	
13		飾磨包括	7,759	7,694		1	2	1	1	2 (2.0)	9 (9.0)	
14	広畑	大津包括	6,532	6,582	14,926	2	1	1	1	6 (3.78)	11 (8.78)	
15		広畑包括	8,282	8,344		1	2	2	1	1 (2.0)	9 (9.0)	
16	網干	朝日包括	7,130	7,284	11,928	1	1	2	1	6 (2.94)	11 (7.94)	
17		網干包括	4,650	4,644		1	1	1	1	4 (2.33)	8 (6.33)	
18	北部	増位・広嶺包括	9,492	9,543	15,776	2	1	2	1	3 (2.1)	9 (8.1)	
19		北包括	6,269	6,233		1	2	1	1	2 (1.8)	9 (8.8)	
20	香寺	香寺包括	6,063	6,159		1	1	2	1	1(1.6)	6(6.6)	
21	夢前	夢前包括	6,117	6,149		1	1	2	1	1(0.65)	6(5.65)	
22	安富	安富包括	1,556	1,617		1	1			1(0.3)	3(2.3)	
23	家島	家島包括	1,900	1,959			1		1	1(0.6)	3(2.6)	
		計	141,702	143,304	143,304	26	31	27	21	7	65 (51)	177 (163)

※1 指定介護予防支援従事者の ( ) 内の数字は、常勤換算数

## (3) 指定介護予防支援の外注プランについて

※ 外注プランの条件

- ①要支援認定を受けている期間及び要介護認定を受けている期間の相互間で、連続したサービス提供が望まれる場合（例：がん末期等身体状況の変化が急激に起こることが予想される疾患を有する利用者）
- ②初めて認定申請を行い、認定結果が要支援となるか要介護となるか不明である間にサービスの暫定利用をする場合
- ③家族に要介護者がおり、介護サービスを利用している場合等、家族全体で一貫したマネジメントが必要と考えられる場合
- ④本市の要支援被保険者が遠隔地においてサービスを利用する場合
- ⑤要介護認定申請など当初から居宅介護支援事業所が関与している場合や、利用者が居宅介護支援事業所名を明示して、当該居宅介護支援事業所での介護予防支援を希望している場
- ⑥その他、保険者が認めたもの

【表 7】 外注プラン委託状況

(平成 30 年度)

センター名	外注プラン委託作成件数		指定介護予防支援委託 契約事業所数	
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
白鷺・琴陵包括	1,076	1,198	45	53
城乾・東光包括	3,341	3,856	70	59
山陽包括	3,941	4,030	73	85
高岡包括	913	1,015	45	37
安室包括	961	1,140	33	34
花田・城山包括	1,069	1,253	26	32
四郷・東包括	1,232	1,012	29	36
書写・林田包括	1,025	1,012	41	36
大白書包括	706	770	39	41
灘包括	1,469	1,604	46	35
大的包括	412	1,075	29	25
飾磨西包括	1,107	1,212	43	53
飾磨包括	1,923	2,653	85	55
大津包括	1,037	1,246	45	34
広畑包括	2,404	2,700	61	63
朝日包括	1,617	1,795	71	38
網干包括	803	922	24	29
増位・広嶺包括	2,206	1,755	84	60
北包括	1,201	1,341	58	61
香寺包括	1,307	1,557	28	22
夢前包括	1,459	1,848	20	35
安富包括	311	389	5	8
家島包括	826	451	10	10
計	32,346	35,834	1,010	941



## (4) 地域包括支援センターの公正・中立性の確保について

① ケアプラン作成について、開設法人等の居宅介護支援事業所を紹介した状況について

【表 8】 要介護移行時における開設法人等による居宅介護支援事業所の紹介比率 (平成 30 年度)

	直営プラン件数			外注プラン件数			居宅介護支援事業所紹介先		
	作成 総数	要介護 移行	自立 移行	作成 総数	要介護 移行	自立 移行	同一 法人	その他 法人	同一法人 紹介比率
白鷺・琴陵包括	2,960	50	10	1,198	22	2	8	33	19.5%
城乾・東光包括	1,996	22	3	3,856	65	11	5	15	25.0%
山陽包括	1,748	27	1	4,030	94	0	5	14	26.3%
高岡包括	2,570	51	13	1,015	28	0	8	26	23.5%
安室包括	2,200	27	9	1,140	23	1	4	21	16.0%
花田・城山包括	1,712	34	4	1,253	18	3	7	23	23.3%
四郷・東包括	3,170	57	12	1,012	28	1	2	46	4.2%
書写・林田包括	2,236	42	6	1,012	16	8	6	35	14.6%
大白書包括	2,386	35	8	770	22	3	5	26	16.1%
灘包括	3,194	42	1	1,604	28	1	5	32	13.5%
大的包括	1,660	21	0	1,075	13	0	2	17	10.5%
飾磨西包括	2,513	41	2	1,212	14	1	9	29	23.7%
飾磨包括	2,072	32	0	2,653	30	0	8	24	25.0%
大津包括	2,853	76	0	1,246	17	0	18	53	25.4%
広畑包括	2,071	21	8	2,700	64	12	5	16	23.8%
朝日包括	2,506	27	0	1,795	28	0	8	18	30.8%
網干包括	2,098	32	0	922	8	0	5	23	17.9%
増位・広嶺包括	3,345	60	0	1,755	53	0	14	40	25.9%
北包括	2,140	37	0	1,341	33	0	8	24	25.0%
香寺包括	1,432	23	1	1,557	17	0	14	7	66.7%
夢前包括	1,174	18	0	1,848	52	0	1	16	5.9%
安富包括	571	8	2	389	2	0	7	1	87.5%
家島包括	891	5	0	451	5	0	0	5	0%
計	49,498	788	80	35,834	680	43	154	544	22.1%

※要介護移行件数のうち、在宅サービス利用に至らなかった件数を除き、紹介先に計上

同一法人紹介比率は、紹介先の「同一法人÷(同一法人+その他法人)」により算出

➤介護移行ケースの居宅紹介先について 30%超及び約 30%を占めているケース理由は以下の通り。

- ・介護予防支援を担当している事業所と同一法人の居宅介護支援事業所を希望される。
- ・同居家族を同一法人が担当している為、本人の希望による。
- ・同一法人が申請から関わっていた為、本人の希望による。
- ・市内どこでも担当できる居宅を居宅一覧から本人が選んだ。
- ・介護移行する可能性が高く、継続して担当できる居宅を本人が選んだ。
- ・利用しているサービス事業所と同一法人の居宅介護支援事業所を希望される。
- ・一覧表から本人・家族が希望した。
- ・自宅から近い居宅介護支援事業所を希望した。
- ・複合問題を抱えており幅広い支援対応が可能な法人を希望した。

【表 9】 利用者の要介護移行に伴い、紹介した居宅介護支援事業所の選択理由

選択理由	回答
① サービスを利用している事業所と同一法人の居宅介護支援事業所を希望	187
② 介護予防支援を担当している事業所（居宅介護支援事業所）と同一の居宅介護支援事業所を希望	19
③ 以前利用していた居宅介護支援事業所を希望	48
④ 家族が利用している（していた）居宅介護支援事業所を希望	36
⑤ 自宅から近い居宅介護支援事業所を希望	87
⑥ 主治医と連携のある居宅介護支援事業所を希望	48
⑦ 支援困難ケースの対応に強い居宅介護支援事業所を希望	16
⑧ 医療対応に強い居宅介護支援事業所を希望	23
⑨ 本人・家族の知り合いが居宅介護支援事業所またはその同一法人内の事業所に勤務	28
⑩ 知人等からの勧め	6
⑪ 入院先の病院と相談し決定	10
⑫ 入居先（ケアハウス・高齢者専用賃貸住宅等）の事業所と相談し決定	16
⑬ 遠方の居宅介護支援事業所を希望	1
⑭ 本人・家族が希望する事業所の特徴や方針に基づいて決定	171
計	696

【表10】事業対象者における開設法人等による居宅介護支援事業所の紹介比率 (平成30年度)

	直営プラン件数			外注プラン件数			居宅介護支援事業所紹介先		
	作成 総数	要介護 移行	自立 移行	作成 総数	要介護 移行	自立 移行	同一 法人	その他 法人	同一法人 紹介比率
白鷺・琴陵包括	207	0	0	32	0	0	0	0	0.0%
城乾・東光包括	49	0	0	42	1	0	0	0	0.0%
山陽包括	43	3	0	39	0	0	0	2	0.0%
高岡包括	12	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
安室包括	12	0	0	6	0	0	0	0	0.0%
花田・城山包括	19	0	0	35	0	0	0	0	0.0%
四郷・東包括	28	0	0	24	0	0	0	0	0.0%
書写・林田包括	188	0	0	46	0	0	0	0	0.0%
大白書包括	0	0	0	7	0	0	0	0	0.0%
灘包括	13	0	0	36	0	0	0	0	0.0%
大的包括	0	0	0	7	0	0	0	0	0.0%
飾磨西包括	468	2	0	33	0	0	0	2	0.0%
飾磨包括	77	0	0	22	0	0	0	0	0.0%
大津包括	701	8	0	171	2	0	3	4	42.9%
広畑包括	95	0	0	51	2	0	0	0	0.0%
朝日包括	124	1	0	90	0	0	0	1	0.0%
網干包括	73	0	0	35	0	0	0	0	0.0%
増位・広嶺包括	125	0	0	196	2	1	0	0	0.0%
北包括	80	1	0	24	0	0	0	1	0.0%
香寺包括	0	0	0	8	0	0	0	0	0.0%
夢前包括	24	0	0	61	1	0	0	0	0.0%
安富包括	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
家島包括	3	1	0	0	0	0	0	1	0.0%
計	2,341	16	0	965	8	1	3	11	21.4%

【表 1 1】利用者の要介護移行に伴い、紹介した居宅介護支援事業所の選択理由

	選択理由	回答数
①	サービス利用している事業所と同一法人の居宅介護支援事業所を希望	2
②	介護予防ケアマネジメントを担当している事業所と同一の居宅介護支援事業所を希望（継続支援希望） （支援困難ケース等により継続支援の必要性）	1
③	以前利用（相談）していた居宅介護支援事業所を希望	0
④	他の家族が利用している（していた）居宅介護支援事業所を希望	2
⑤	自宅から近い居宅介護支援事業所を希望	2
⑥	主治医と連携のある居宅介護支援事業所を希望	2
⑦	支援困難ケースの対応に強い居宅介護支援事業所を希望	0
⑧	医療対応に強い居宅介護支援事業所を希望	2
⑨	本人・家族の知り合いなどが居宅介護支援事業所またはその同一法人内の事業所に勤務	0
⑩	知人等からの勧め	1
⑪	入院先の病院側と相談し決定	0
⑫	入居先（ケアハウス・高齢者専用賃貸住宅等）の事業所と相談し決定	0
⑬	遠方の居宅介護支援事業所を希望	0
⑭	本人・家族が希望する事業所の特徴や方針に基づいて決定	2
	計	14

## ② 新規にケアプランを作成した利用者に対して、開設法人等の介護サービス事業所を紹介した状況について

【表 1 2】 新規ケアプラン作成時の開設法人等の介護サービス事業所の紹介比率

(平成 31 年 3 月末)

	総合事業訪問介護			総合事業通所介護			介護予防通所リハビリ			介護予防福祉用具貸与		
	同一法人	その他法人	同一法人紹介比率	同一法人	その他法人	同一法人紹介比率	同一法人	その他法人	同一法人紹介比率	同一法人	その他法人	同一法人紹介比率
白鷺・琴陵包括	—	15	—	1	32	3.0%	1	3	25.0%	—	36	—
城乾・東光包括	1	6	14.3%	1	13	7.1%	—	1	—	0	5	0.0%
山陽包括	5	11	31.3%	5	26	16.1%	—	2	—	1	13	7.1%
高岡包括	—	17	—	—	29	—	0	1	0.0%	—	28	—
安室包括	3	12	20.0%	3	26	10.3%	—	1	—	—	21	—
花田・城山包括	—	11	—	5	19	20.8%	—	8	—	—	19	—
四郷・東包括	—	30	—	5	51	8.9%	—	17	—	—	46	—
書写・林田包括	—	17	—	6	26	18.8%	—	2	—	—	21	—
大白書包括	—	13	—	0	37	0.0%	—	0	—	—	26	—
灘包括	0	21	0.0%	6	30	16.7%	—	3	—	11	24	31.4%
大的包括	—	19	—	—	29	—	7	3	70.0%	—	21	—
飾磨西包括	—	14	—	8	38	17.4%	—	11	—	—	39	—
飾磨包括	4	10	28.6%	0	20	0.0%	—	3	—	2	11	15.4%
大津包括	—	25	—	8	39	17.0%	—	6	—	—	26	—
広畑包括	1	3	25.0%	1	21	4.5%	—	3	—	1	11	8.3%
朝日包括	—	17	—	6	34	15.0%	—	11	—	—	23	—
網干包括	—	5	—	1	14	6.7%	—	5	—	—	13	—
増位・広嶺包括	0	26	0.0%	0	44	0.0%	0	2	0.0%	7	22	24.1%
北包括	2	5	28.6%	1	24	4.0%	—	8	—	7	18	28.0%
香寺包括	—	11	—	5	9	35.7%	—	2	—	—	22	—
夢前包括	—	2	—	2	2	50.0%	—	1	—	—	6	—
安富包括	2	2	50.0%	8	1	88.9%	—	15	—	—	12	—
家島包括	8	6	57.1%	35	19	64.8%	—	0	—	—	44	—
合計	26	298	8.0%	107	583	15.5%	8	108	6.9%	29	507	5.4%

同一法人紹介比率は、「同一法人÷(同一法人+その他法人)」により算出

※「-」は同一法人内に該当サービス事業所がない場合をさす。

➤ 紹介比率 30% 超及び約 30% を占めているケース理由は以下の通り。

- ・ 他サービスを担当している事業所と同一法人を希望した為。
- ・ 一覧表から本人・家族が希望した。
- ・ 同居家族が利用している同一法人の事業所を希望した。
- ・ 地域で古くから事業をしている同一法人は、利用者に馴染みがあり、本人が希望する。

【表 1 3】新規事業対象者プランを作成したケースのサービス利用

(平成 31 年 3 月末)

	総合事業訪問介護			総合事業通所介護			総合事業訪問生活援助		
	同一法人	その他法人	同一法人紹介比率	同一法人	その他法人	同一法人紹介比率	同一法人	その他法人	同一法人紹介比率
白鷺・琴陵包括	—	0	—	0	0	0.0%	—	0	—
城乾・東光包括	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
山陽包括	0	0	0.0%	1	0	100%	—	0	—
高岡包括	—	0	—	—	0	—	—	0	—
安室包括	0	0	0.0%	0	0	0.0%	—	0	—
花田・城山包括	—	1	—	0	0	0.0%	—	0	—
四郷・東包括	—	0	—	0	1	0.0%	—	0	—
書写・林田包括	—	0	—	0	1	0.0%	—	0	—
大白書包括	—	0	—	0	0	0.0%	—	0	—
灘包括	0	0	0.0%	0	0	0.0%	—	0	—
大的包括	—	0	—	—	1	—	—	0	—
飾磨西包括	—	1	—	0	1	0.0%	—	0	—
飾磨包括	0	1	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
大津包括	—	3	—	0	5	0.0%	—	0	—
広畑包括	0	0	0.0%	1	1	50.0%	0	0	0.0%
朝日包括	—	0	—	0	0	0.0%	—	0	—
網干包括	—	0	—	0	0	0.0%	—	0	—
増位・広嶺包括	1	1	50.0%	0	4	0.0%	0	0	0.0%
北包括	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
香寺包括	—	0	0.0%	0	0	0.0%	—	0	—
夢前包括	—	0	0.0%	0	0	0.0%	—	0	—
安富包括	0	0	0.0%	0	0	0.0%	—	0	—
家島包括	0	0	0.0%	3	0	100%	1	0	100.0%
合計	1	7	12.5%	5	14	26.3%	1	0	100.0%

同一法人紹介比率は、「同一法人÷(同一法人+その他法人)」により算出

※「-」は同一法人内に該当サービス事業所がない場合をさす。

### 3 地域包括支援センターの業務実績について

#### (1) 介護予防ケアマネジメント

平成 27 年度から二次予防事業廃止に伴い、地域活動等において対象者を把握し介護予防ケアマネジメントを実施していたが、平成 29 年度からの介護予防・日常生活支援総合事業の開始により、非該当者のケアマネジメントの方法が明確になり、地域からの把握以外の対応を開始している。

【表 1 4】非該当者への介護予防ケアマネジメント

	非該当者への介護予防ケアマネジメント					
	非該当 リスト 人数	非該当者への対応（処遇）結果				
		基本チェック リスト 実施なし	基本チェックリスト実施あり			未対応者
総合事業 対象者	総合事業 非対象者		該当項目なし			
平成 28 年度	312					
平成 29 年度	263	141	10	86	26	1
平成 30 年度	188	116	12	43	17	1

#### (2) 介護予防事業

地域において介護予防に資する自発的な活動が広く実施され、地域の高齢者が自ら活動に参加し、介護予防に向けた取り組みが主体的に行われるような地域社会の構築を目指し、平成 24 年度より、いきいき百歳体操の普及啓発、立ち上げ・継続支援を実施している。

【表 1 5】いきいき百歳体操活動実績

	グループ数
平成 28 年度	367
平成 29 年度	416
平成 30 年度	451

#### (3) 総合相談支援・権利擁護

##### ① 相談受付（電話・来所・訪問等）について

【表 1 6 - 1】総合相談支援・権利擁護実績

	相談受付件数（のべ件数）		内 高齢者虐待関係（実人数）		
	年間件数	月間平均件数	年間件数	内 虐待有	月間平均件数
平成 28 年度	23,265	1,939	130	66	11
平成 29 年度	27,059	2,255	121	44	10
平成 30 年度	30,334	2,528	97	19	8

【表 1 6 - 2】 総合相談支援・権利擁護実績（相談内容別） ※重複計上あり

	介護 予防・ 介護 相談	医療・ 健康・ 生活 相談	介護 保険 制度	総合 事業	その他 保健福 祉制度	インフォ ーマル サービス	権利擁護 関係	その他	ケア マネジ メント 支援	計
平成 28 年度	6,195	13,030	11,382		1,182	934	1,578	1,181	814	36,296
平成 29 年度	6,423	14,515	13,191	292	784	1,086	1,659	1,446	990	40,386
平成 30 年度	6,850	15,849	14,739	245	959	1,009	1,769	1,469	1,097	43,986

【表 1 6 - 3】 総合相談支援・権利擁護実績（相談者別） ※重複計上あり

	本人 ・ 家族	市	警察 ・ 消防署	地域包括 支援 センター	居宅介護 支援 事業所	介護 サービ ス 事業所	医療 機関	その他 関係 機関	民生 委員	地域 団体等	計
平成 28 年度	15,613	1,110	246	215	2,607	1,354	2,078	682	1,018	641	25,564
平成 29 年度	18,353	1,204	297	229	2,835	1,227	2,392	835	1,176	703	29,251
平成 30 年度	20,631	1,541	308	265	3,182	1,263	2,665	931	1,220	793	32,799

② 高齢者実態把握について

【表 1 6 - 4】 総合相談支援・権利擁護実績（高齢者実態把握数）

	民生委員等 依頼分	訪問調査 件数	電話等調査 件数
平成 28 年度	869	703	1,321
平成 29 年度	754	1,006	1,348
平成 30 年度	1,081	796	1,358

③ 事例検討回数について

【表 1 6 - 5】 総合相談支援・権利擁護実績（事例検討回数）

	包括主催	その他	計
平成 28 年度	179	57	236
平成 29 年度	184	16	200
平成 30 年度	114	9	123

※ 支援困難ケースの今後の方針などについて、多職種多機関で話し合いをしたものを計上



## (4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援

## ① ブロック別研修会について

地域の支援機関のネットワークを構築し、高齢者の住みやすい地域づくりを進めていくために、地域包括支援センターが中心となり、地域の居宅介護支援事業所介護支援専門員とともに、日常生活圏域を単位に（一部、複数の圏域が合同）、介護支援専門員等、高齢者の生活を支援する専門職への研修会を開催する。また、地域の関係機関等と連携を構築するための研修会を開催している。

【表 1 7】 ケアプラン研修会開催実績

	開催回数（延べ）	参加者数（延べ）
平成 28 年度	62	2,255
平成 29 年度	55	2,101
平成 30 年度	42	1,690

## (5) 認知症担当業務

認知症等を含む高齢者等に関する地域支援体制の構築を目指して、平成 27 年度より姫路市独自の職種として認知症担当職員を位置づけた。

## 【主な業務内容】

- ア 認知症等に関する事業・制度を熟知し、地域住民や関係者に対して認知症に関する理解を深める啓発を中心とした取り組みを行うこと。
- イ 認知症に関する社会資源等の情報収集及び提供を行うこと。
- ウ 地域住民主体で行う認知症サロン等の運営にかかる支援を行うこと。
- エ 認知症等高齢者の見守りを視野に入れた地域ネットワークの構築に努めること。
- オ 専門職・地域住民に対して認知症対応力の向上を目指した啓発を行うこと。

【表 1 8】 認知症サロン・カフェ設置累計

	認知症サロン・カフェ数（不定期開催数）
平成 28 年度	172 (15)
平成 29 年度	237 (21)
平成 30 年度	269 (10)

## (6) 指定介護予防支援業務

## ① 介護予防支援サービス計画書等作成件数について

【表 19】 介護予防支援サービス計画書等作成件数実績

	地域包括支援センター (自前) プラン	居宅介護支援事業所 (外注) プラン	計
平成 28 年度	49,367	28,935	78,302 (1ヶ月 6,525)
平成 29 年度	49,062	32,346	81,408 (1ヶ月 6,784)
平成 30 年度	49,498	35,834	85,332 (1ヶ月 7,111)

## (7) 地域関係機関との連携等

## ① 活動内容について

地域包括支援センターが機能を十分に果たすためには、地域包括支援ネットワークの構築が不可欠であるため、地域包括支援ネットワークの構築を各職員に共通する目標として位置付け、次のように活動を義務付けている。

## (ア) 定期的に情報交換を行うべき関係機関(期間は定めていないが、年 1 回は必要)

- ・ 行政機関 (各保健センター、福祉事務所、警察、消防署 等)
- ・ 民生委員等 (民生・児童委員、保護司 等)
- ・ 医療機関 (病院、診療所、歯科診療所 等)
- ・ 介護サービス等を提供する事業所 (居宅介護支援事業所、介護保険施設 等)
- ・ 職能団体等 (医師会、歯科医師会、看護協会、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、介護支援専門員協会 等)
- ・ 地域住民の団体 (老人クラブ、自治会、NPO 団体 等)
- ・ その他の団体 (社会福祉協議会、消費者協会 等)

## (イ) 特に重要な関係機関 (3～6ヶ月に1回は必ず訪問等行い、情報交換を行う。)

- ・ 校区代表の民生児童委員
- ・ 介護保険施設及び地域密着型特別養護老人ホーム
- ・ 地域密着型サービス事業所 (運営推進会議へ出席すること)

## (ウ) キャラバンメイトの資格を取得し、地域包括支援センターが可能な限り地域で開催される「認知症サポーター養成講座」の講師役を担うこと等により、認知症の高齢者やその家族の支援を図る取り組みを行うこと。

## (エ) あんしんサポーター養成研修及び地域包括支援センターに活動拠点登録されているあんしんサポーターの活動に協力・支援すること。

## ② 活動について

【表 20-1】関係機関との連携

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1	行政機関	426	419	503
2	医療機関	553	712	650
3	居宅サービス事業所	576	695	692
4	介護保険施設等	147	145	205
5	その他関係機関（職能・専門機関等）	267	420	270
6	その他関係機関（以外）	672	737	500
7	民生委員	402	549	481
8	地域住民団体	738	1,078	694
	計	3,781	4,755	3,995

【表 20-2】関係機関との個別対応件数

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1	行政機関	2,579	2,805	2,777
2	医療機関	1,423	1,835	2,106
3	介護保険関係等	4,780	5,855	6,092
4	その他関係機関	704	978	830
5	民生委員	640	688	675
6	地域住民団体	326	391	285
	計	10,452	12,552	12,765

【表 20-3】包括的・継続的ケアマネジメント支援

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1	ケアプラン指導研修等	117	135	115
2	その他（ケースへの同行訪問）	190	197	260
3	地域ケア会議等※	226	198	123
4	その他（ケアマネとの事例検討他）	107	101	92
	計	640	631	590

※包括的・継続的ケアマネジメント支援の「地域ケア会議」はケアマネジャー支援を目的のひとつとしたケース検討会議

【表 20-4】地域活動（開催支援・依頼による活動）

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1	認知症サポーター養成講座	109	82	96
2	あんしんサポーター養成研修など	5	17	16
3	運営推進会議（地域密着型サービス事業所）	371	350	374
4	地域住民団体が主催する会議	123	135	128
5	地域住民団体が主催する教室・活動	2,767	3,861	952
6	ふれあい食事会・ふれあいサロン	622	614	561
7	公民館等活動（講座）	116	99	92
8	いきいき百歳体操 継続支援			2971
9	いきいき百歳体操 交流会			45
10	認知症サロン運営支援			1785
11	認知症サロン交流会			3
12	生活支援体制検討会議			164
13	その他	97	129	96
	計	4,210	5,287	7,283

【表 20-5】地域活動（包括主催の活動）

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1	講演会・教室開催	931	1,138	526
2	相談会開催	88	70	101
3	介護者のつどい開催	68	85	62
4	あんしんサポーター交流会			18
5	その他（地域調整会議等）	87	161	215
	計	1,174	1,454	922

#### 4 姫路市地域包括支援センターの实地指導について

##### (1) 実施地域包括支援センターについて

令和元年度は、平成30年度に实地指導を行っていない地域包括支援センター13か所において実施する。

【表21】地域包括支援センターの实地指導日程

	実施日	名 称
1	令和元年7月29日	四郷・東地域包括支援センター
2	令和元年8月14日	花田・城山地域包括支援センター
3	令和元年8月27日	香寺地域包括支援センター
4	令和元年9月13日	安富地域包括支援センター
5	令和元年9月17日	安室地域包括支援センター
6	令和元年9月24日	白鷺・琴陵地域包括支援センター
7	令和元年10月21日	灘地域包括支援センター
8	令和元年10月28日	書写・林田地域包括支援センター
9	令和元年11月11日	大津地域包括支援センター
10	令和元年11月25日	飾磨西地域包括支援センター
11	令和元年12月16日	高岡地域包括支援センター
12	令和元年12月24日	大的地域包括支援センター
13	令和2年1月27日	山陽地域包括支援センター

## 5 準基幹地域包括支援センターについて

### (1) 準基幹地域包括支援センター（以下「準基幹センター」という。）の役割について

地域包括ケアシステムの構築のためには、地域の関係機関とのネットワークの強化を推進する必要がある。準基幹センターは、個々の地域包括支援センターの担当区域を越える広い視野で関係機関との連携強化の推進役になるとともに、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の中心となって各事業に参画する。

### (2) 準基幹センターの管轄圏域について

中央、南、西の各保健センターと、中央保健センター北分室に設置する4か所を準基幹センターと位置づけている。4か所の準基幹センターは、それぞれ管轄圏域を持ち、圏域内のセンター間の連絡・調整を行う。

### (3) 地域担当職員について

準基幹センターに2人または1人配置し、具体的には次に示す「(4) 準基幹センターの業務内容③④」を担当する。地域担当職員の保持資格は、主任介護支援専門員、社会福祉士等。

### (4) 準基幹センターの業務内容について

- ① 包括的支援事業（一般のセンターと同様）
- ② 指定介護予防支援事業（一般のセンターと同様）
- ③ 地域包括支援ネットワークの構築のためのコーディネート業務

#### ▶ 地域の関係機関とネットワークの強化

生活支援体制検討会議等の活用や圏域内の地域包括支援センターが行う圏域内のネットワーク構築を支援する。

ケアマネジメント力向上会議を開催し、専門職間の関係づくりに努める。

#### ▶ 地域課題の収集・分析と支援

圏域内のセンターが開催する地域支え合い会議に参加し地域の状況を把握するとともに、センターと協働して地域課題を検討する。

保健センターとともに、ケアマネジメント力向上会議と地域支え合い会議の結果からの課題やその他圏域内のサービス量等から考えられる地域課題を抽出する。

#### ▶ 医療と介護の連携促進について

関係機関と協力し、医療従事者と介護サービス従事者の合同研修会や連絡会などの企画・調整・運営を行う。

医療・介護関係機関による研修会や会議等に積極的に参加し、医療・介護関係機関とのネットワークの強化に努める。

#### ▶ 認知症の人やその家族等の支援

保健センター等の窓口とともに、管轄圏域における認知症に関する相談の拠点となり、認知症の人やその家族等への助言や支援を行う。

「認知症地域支援推進員」の資格を取得（全員資格取得済）。市やその他の関係機関と協力して、介護・医療・地域のサポート機関との有機的な連携体制の構築を図る。

管轄圏域内の地域包括支援センターから認知症の人の支援の事例を収集し、センター間で支援策の共有化を図るとともに、支援策共有化のツールとして認知症ケアパスの作成を関係機関等と協力して行い、管轄圏域内のセンターを通じて地域住民に対する啓発に努める。

#### ④ センター間の連携支援業務

##### ▶ 管轄圏域単位で調査、データの集計等

地域包括支援課からの指示により必要に応じて実施している。

##### ▶ 管轄圏域単位で研修会・連絡会の開催

年2回程度開催する。

【表 2 2】地域連携担当職員業務実績

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1 関係機関とのネットワークの強化に関すること	ケアマネジメント力向上会議に関すること	279	249	193
	管轄圏域内の研修会・交流会・連絡会等情報交換	176	552	99
2 地域支えあい会議に関すること	保健センター・地域包括支援センターとの連絡会等情報交換等	29	61	28
	その他の連絡会等情報交換	42	40	7
3 認知症の人の支援に関すること	保健センター・地域包括支援センターとの連絡会等情報交換	75	71	30
	その他の連絡会等情報交換	53	38	24
4 生活支援体制検討会議に関すること	保健センター・地域包括支援センターとの連絡会等情報交換	-	-	170
	地域関係者との連絡等情報交換	-	-	255
4 管轄内地域包括支援センター連絡会に関すること		18	29	21
5 職員の質の向上に関すること		55	20	30

【表 2 3】 準基幹地域包括支援センターの管轄圏域について

準基幹センター名	管轄小学校区	地域包括支援センター名
城乾・東光地域包括支援センター (中央保健センター内)	城西、白鷺、船場	白鷺・琴陵地域包括支援センター
	野里、城乾、東、城東	城乾・東光地域包括支援センター
	高岡、高岡西	高岡地域包括支援センター
	安室、安室東	安室地域包括支援センター
	曾左、峰相、林田、伊勢	書写・林田地域包括支援センター
	白鳥、青山、太市	大白書地域包括支援センター
	谷内、谷外、花田	花田・城山地域包括支援センター
	御国野、四郷、別所	四郷・東地域包括支援センター
飾磨地域包括支援センター (南保健センター内)	城陽、手柄、荒川	山陽地域包括支援センター
	八木、糸引、白浜	灘地域包括支援センター
	的形、大塩	大的地域包括支援センター
	津田、英賀保	飾磨西地域包括支援センター
	妻鹿、高浜、飾磨	飾磨地域包括支援センター
	家島、坊勢	家島地域包括支援センター
広畑地域包括支援センター (西保健センター内)	八幡、広畑、広畑二	広畑地域包括支援センター
	大津、南大津、大津茂	大津地域包括支援センター
	勝原、旭陽、余部	朝日地域包括支援センター
	網干、網干西	網干地域包括支援センター
北地域包括支援センター (中央保健センター北分室内)	水上、増位、広峰、城北	増位・広嶺地域包括支援センター
	砥堀、船津、山田、豊富	北地域包括支援センター
	香呂、中寺、香呂南	香寺地域包括支援センター
	置塩、古知、前之庄、苅野 上菅、菅生	夢前地域包括支援センター
	安富南、安富北	安富地域包括支援センター



## 6 基幹型地域包括支援センターの設置について

### (1) 趣旨

2025年を目途とした地域包括ケアシステムの構築と、地域包括支援センターへの支援を強化する。

### (2) 地域包括ケアシステムに必要とされる機能

- ・ 支えあいの地域づくり（地域による虚弱高齢者・要支援者の支援、重度化予防）
- ・ 適正な介護サービスの利用（給付適正化）
- ・ 在宅医療・介護連携の強化 等

### (3) 地域包括支援センターの課題

地域包括支援センターの役割が質・量ともに高度化している。

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステム構築の現場で中核的な役割を果たす必要があり、そのためには行政との協働が不可欠である。

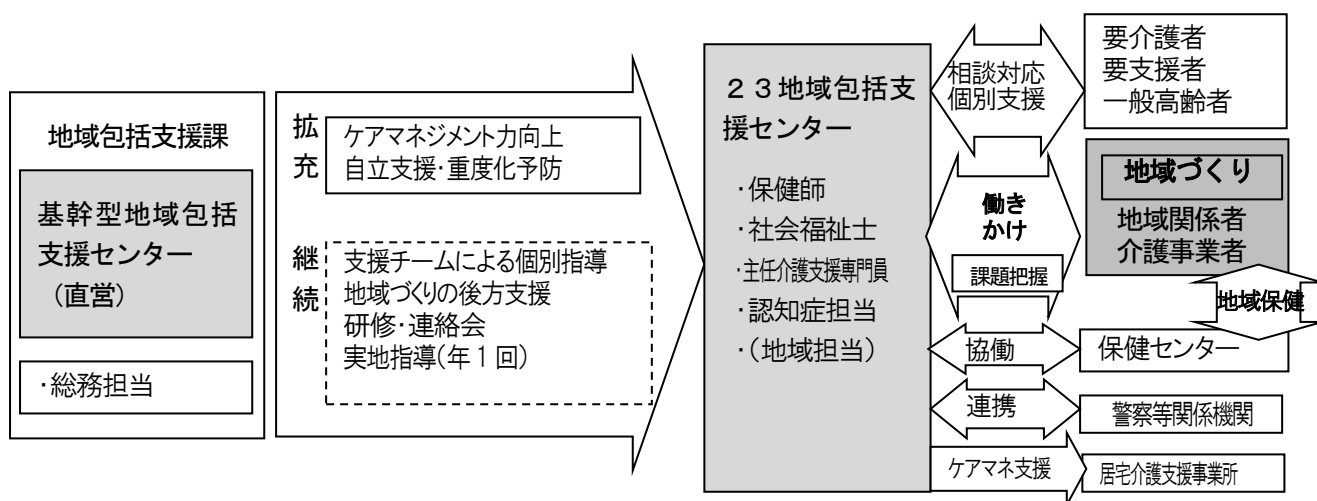
特にノウハウの蓄積が必要な役割

- ・ 地域の支えあいの体制づくり
- ・ 地域課題の把握
- ・ 保健センターや他部局との連携
- ・ 認知症患者や家族への支援、虐待家庭への対応
- ・ 自立支援に向けたケアプランの立案、民間ケアマネへの支援 等

### (4) 基幹型地域包括支援センターの必要性

地域包括支援課の体制を拡充し、地域包括支援センターへの支援を強化する。

- ・ 地域包括支援センターへの支援・指導の強化：23包括を4グループに分け、担当チーム制を導入しアウトリーチを行なう等によるきめ細かい支援を実施
- ・ 増加する虐待への対応力の強化：福祉職の専任体制
- ・ ケアマネジメント力向上会議、地域支えあい会議の充実
- ・ 地域リハビリテーション活動支援事業による自立支援・重度化予防の推進



(5) 基幹型地域包括支援センターの業務

- ① センター間の総合調整  
地域包括支援センター運営方針の策定、職種別連絡会・研修の開催支援
- ② センターに対する技術的支援、助言、指導  
事業計画策定、困難ケースへの対応等、日々の業務支援等
- ③ 自立支援・重度化予防の推進  
一般介護予防事業、認知症施策の推進、生活支援体制整備等
- ④ 権利擁護業務  
成年後見制度、高齢者虐待
- ⑤ 包括的、継続的ケアマネジメント支援業務
- ⑥ 在宅医療・介護連携
- ⑦ 地域ケア会議の推進
- ⑧ 地域包括支援センター業務評価  
地域包括支援センター評価等推進事業、地域ケア推進協議会

## 新たに開設した事業所について

### ○看護小規模多機能型居宅介護事業所

#### ・飾磨圏域

開設日	平成31年4月1日
施設名称	看護小規模多機能型居宅介護ゆとり庵今在家
実施主体	社会福祉法人博愛福祉会
所在地	姫路市飾磨区今在家北三丁目105番地

### ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

#### ・飾磨圏域

開設日	平成31年4月1日
施設名称	それいゆ定期巡回・随時対応型訪問介護看護今在家
実施主体	社会福祉法人博愛福祉会
所在地	姫路市飾磨区今在家北三丁目105番地

### ○小規模多機能型居宅介護事業所から転換する看護小規模多機能型居宅介護事業所

#### ・中部第二圏域

開設日	平成31年4月1日
施設名称	姫路医療生協看護小規模多機能てがら
実施主体	姫路医療生活協同組合
所在地	姫路市飯田472番地1

#### ・北部圏域

開設日	平成31年4月1日
施設名称	姫路医療生協看護小規模多機能すずかぜ
実施主体	姫路医療生活協同組合
所在地	姫路市砥堀630番地

## 今後開設予定の事業所について

### ○地域密着型介護老人福祉施設

・ 東部圏域

開設予定日	令和2年4月1日
施設名称	(仮称) 第二志深の苑
実施主体	社会福祉法人三光志福社会
所在地	姫路市御国野町深志野1430番地

### ○認知症対応型共同生活介護事業所

・ 中部第二圏域

開設予定日	令和2年2月1日
施設名称	(仮称) 愛の家グループホーム姫路下手野
実施主体	メディカル・ケア・サービス関西株式会社
所在地	姫路市下手野四丁目621番地3

### ○小規模多機能型居宅介護事業所

・ 中部第二圏域

開設予定日	令和2年3月1日
施設名称	(仮称) 小規模多機能ホームサンライフ岡田
実施主体	社会福祉法人ささゆり会
所在地	姫路市岡田51番地

### ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

・ 灘圏域

開設予定日	令和元年10月1日
施設名称	(仮称) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所汐里
実施主体	社会福祉法人慈恵園福社会
所在地	姫路市の形町の形1768番地25

## 閉鎖した事業所について

### ○小規模多機能型居宅介護事業所

・夢前圏域

閉鎖日 平成31年3月31日  
 施設名称 小規模多機能ホーム夢の杜  
 実施主体 社会福祉法人光寿福祉会  
 所在地 姫路市夢前町宮置806番地10

(参考)

### ●現在の地域密着型サービス事業所数

	令和元年7月1日現在	平成31年2月1日現在
認知症対応型共同生活介護事業所	34	34
認知症対応型通所介護事業所	3	3
小規模多機能型居宅介護事業所	20	23
看護小規模多機能型居宅介護事業所	5	2
地域密着型介護老人福祉施設	15	15
定期巡回・随時対応型訪問介護事業所	7	6
地域密着型通所介護事業所	110	110

※休止中の事業所も含む